

豊中市震災対策木造住宅 除却 補助制度のご案内

豊中市では災害に強いまちづくりを目的として、耐震化率の向上のため、建物の除却についても補助する制度を設けています。

ご利用の場合は、着手（契約）する前に市に申込が必要です。

▼ 補助対象建築物

以下をすべて満たすもの。

- ① 豊中市内の民間建築物のうち、原則として昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築されたもの。（増築されている場合は、増築面積が昭和 56 年 5 月以前の延べ面積の 1/2 未満であること。）
- ② 平成 24 年度(2012 年度)以降の耐震診断の結果の数値が 0.7 未満、「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果 7 点以下、または耐震診断調査票において倒壊の危険性があると判断されたもの
- ③ 木造の住宅（混構造は対象外）
- ④ 地階を除く階数が 2 以下
- ⑤ 一戸建て住宅、店舗等併用住宅（延べ面積の 1/2 以上が住宅）、長屋住宅、共同住宅
- ⑥ これまでに他の要綱等に基づき、耐震改修等に係る補助金等の交付を受けた建築物でないこと。
- ⑦ 1 棟すべてを除却するもの

▼ 補助対象者

建築物の所有者（法人を除く）。

ただし、所有者全員の直近の課税所得金額が 507 万円未満であること。（年収めやす 910 万円未満）

また、所有者全員の保有資産（預貯金、有価証券（申請時の評価概算額））が 1,000 万円以下であること。

所有者が複数の場合、建築物の所有者と占有者（居住者等）が異なる場合、共同住宅・長屋等所有者が複数いる場合、建築物の所有者と土地所有者が異なる場合は、実施してよい旨の全員の同意が必要。

▼ 補助内容

① ②で低い方の額となります。

① 400,000 円

（区分所有建築物である長屋については 1 戸あたり 40 万円。）

② 除却工事に要した費用（1,000 円未満切捨）

▼ お問い合わせ先 豊中市 都市計画推進部 建築審査課（TEL 06-6858-2417）

庄内・豊南町地区の木造住宅の除却を考えておられる方へ

庄内・豊南町地区※の木造住宅を除却する場合、二つの補助制度がございます。

どちらか一方の補助制度を選んでいただく必要があります。

補助金額や補助率等、要件が異なりますので、詳細は各窓口でお問い合わせください。

| | 豊中市木造住宅等除却費補助金 | 豊中市震災対策木造住宅除却補助金 |
|------------|---|---------------------------------|
| 担当窓口 | 都市整備課(第2庁舎5階) 06-6858-2342 | 建築審査課(第2庁舎5階) 06-6858-2417 |
| 区域 | 庄内・豊南町地区 | 豊中市全域 |
| 対象 | 木造建築物(住宅以外も含む) | 木造住宅のみ (共同住宅・長屋住宅・併用住宅含む) |
| 耐震診断 | 不要 | 必要(評点0.7未満ほか) |
| 所得要件 | なし | あり (課税所得金額が5,070,000円未満) |
| 資産要件 | なし | あり(預貯金・有価証券の 保有資産が1,000万円以下) |
| 事業費に対する補助率 | 1/3 (特に延焼危険性が高い区域は3/3) | 100% |
| 戸当たり上限 | 550,000円 (特に延焼危険性が高い区域は1,700,000円) | 400,000円 |
| 共同住宅一棟上限 | 1,950,000円 (特に延焼危険性が高い区域は5,850,000円) | 400,000円 |

※庄内・豊南町地区(特に延焼危険性が高い区域については、都市整備課へお問い合わせください。)

◎庄内地区

(大島町1～3丁目、神州町、三和町1～4丁目、島江町1～2丁目、庄内幸町1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、庄内宝町1～3丁目、庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、庄本町1～4丁目、千成町1～3丁目、大黒町1～3丁目、野田町、日出町1～2丁目、二葉町1～3丁目、三国1～2丁目、名神口2丁目の一部、名神口3丁目)

◎豊南町地区

(豊南町西1～5丁目、豊南町東1～4丁目、豊南町南1～6丁目)

◎特に延焼危険性が高い区域

大島町1～2丁目の一部、島江町2丁目の一部、庄内幸町4～5丁目の一部、庄内西町4～5丁目の一部、庄内東町3～6丁目の一部、豊南町西4～5丁目の一部、豊南町南1～3丁目の一部

更新日：2024年4月1日